

## 平成15年度第1回理事会議事概要

日 時 平成15年4月25日（金） 11：30～12：30

場 所 特別会議室

出席者	理事長	田 中 潔
	理事（企画・総務担当）	藤 原 敬
	理事（森林研究担当）	桜 井 尚 武
	理事（林業・木材産業研究担当）	池 田 俊 彌
	監事	今 村 清 光
	監事	井 上 敏 雄
	総務部長	周 藤 真
	事務局	企 画 科 長
	事務局	総 務 課 長
欠席者	企画調整部長	石 塚 和 裕

### 1. 開会

### 2. 議事

#### （1）就業規則の一部改正について

（周藤総務部長）

＜資料1：就業規則の一部改正についてにより説明＞

（藤原理事）

就業規則の中で独立行政法人森林総合研究所の表現を「法人」から「研究所」としているのはなぜか。

（周藤総務部長）

独立行政法人森林総合研究所の名称を就業規則にどう書き込むかだが、他の独立行政法人の就業規則の例にならって「研究所」という略名を使うことにした。

（田中理事長）

この報告をもって了とすることとした。

## (2) 職員給与規程の一部改正について（報告）

(周藤総務部長)

<資料2：独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部改正についてにより説明>

(藤原理事)

3月1日施行日で、今回の理事会での報告となったのはなぜか。

(周藤総務部長)

労働組合との賃金改定に関する覚書で、14年度と15年度の取り扱いについて基本的な合意に達しており、その時点における給与規程の改定を実施した。これに関する労働協約の締結がされたのが4月1日付けであったので、4月の理事会での報告となった。

(藤原理事)

理事会での審議事項をいろいろ総務部で整理してもらったが、今回の給与規程自体は去年の中央との折衝の段階からこのような方針でいくということで理事会で了承されており、その中の手続きということでこの場で事後報告をしているものである。

(田中理事長)

この報告をもって了することとしたい。

## (3) 研究管理官の業務分担について（案）

(藤原理事)

<資料3：平成15年度の研究管理官の業務分担について（案）により説明>

(今村監事)

他省庁対応というのは具体的にどのような内容か。

(藤原理事)

最近、各省庁がインターネットで情報をどんどん流しているのでそれを隨時チェックしたり、業務に関連した研修に参加したり、研究実施状況の把握などそれぞれ分野別に対応することになる。

(今村監事)

担当研究分野が「地球環境変動下における森林保全・再生に関する研究」の部分で海外研究担当と総合発揮・地球環境研究担当とが担当することになっている。それぞれ対応が外務省と文部科学省で環境省は関係していないが、CO<sub>2</sub>問題や今後の森林をどうしていくかなど地球環境問題に関することは、環境省になるのではないか。環境省対応の所では

生物多様性のみを担当しているが、地球環境問題に係る部分は環境省になると思うが。

(藤原理事)

考えとしては、極力だれかが責任者になるという思いでこういう形にしている。

(桜井理事)

注釈の所に農林水産省並びに内閣府（総合科学技術会議）は全員が対象とあるように、みなさんが環境省関連に目配りをし、国土交通省あるいは文部科学省にも目配りをするのは当たり前だが、自分の関係していないと思っている分野に手を出さないで、実は関係することをやっているということもありえるので、ホームページや新聞等でチェックしたことを会議担当者あるいは運営会議や研究戦略会議等の場で報告してもらうということがこの中の責任を預けたということになる。

(池田理事)

案件やプロジェクトで分けているのではなく、各省庁から発信されている情報を洩れなく受けれるよう注意していくべきというのが第一の目的で、そういう義務付けとなっている。他省庁対応の省庁の側から省庁対応の責任者と取られかねない面があり、表現を工夫した方が良い。

(井上監事)

事情を分かっている人は良いが、地球環境問題が環境省に入っていないのはおかしいと思われるのではないか。

(田中理事長)

他省庁対応の部分は、誤解を招くことを考えると削除した方が良いと思うので、そのようにすることとし、了解する。

#### (4) その他

(周藤総務部長)

<資料4：目的積立金の使用決定についての考え方についてにより説明>

(今村監事)

目的積立金を充たすべき研究機械を選定するとはどのようなことか。

(周藤総務部長)

研究用機械整備計画においては、運営費交付金の中で支出することになっており、通常高額で整備出来ないものを目的積立金を充当することによって整備することができるものである。また、研究用機械整備計画は、研究戦略会議で購入予定の研究用機械をリストア

ップし、その中で目的積立金に充てるべき機械を選定するものである。

(今村監事)

選定基準がはっきりしていないが、何か特殊な機械を整備する場合に使えるものか。

(周藤総務部長)

例えば、特許の関係で努力した研究室のインセンティブとして研究用機械の購入に充てるとか、そういう使い方がある。

(今村監事)

この文面だけでは、使用目的が何かはっきりしていない部分が多いのでどうかと思うが。

(田中理事長)

使用目的が不明瞭な面が多いので、今回の提案についてはもう一度検討してもらってから提案とする。

次回第2回の理事会は5月30日（金）を予定する。

### 3. 閉会